

国保だより

手続きはお早めに！

～ 国保の加入脱退は14日以内に届出を ～



会社等に就職した方や退職された方で国民健康保険に加入・脱退する方については、14日以内に手続きをしなければなりません。

届出が遅れると、国保税が一度に課税されたり、社会保険等と二重払いしてしまうことになりますので、早めに届出をしましょう。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入する場合	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	健康保険をやめた証明書・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
脱退する場合	他の市町村に転出するとき	国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	国保の保険証・在学証明書・印鑑

※ 健康保険に加入したり、転出や転居等の場合は、全員分の保険証をお持ちください。

○問合せ 町民課 国保年金係 TEL 72-2113

全国健康保険協会(協会けんぽ)

平成27年度保険料率の改定について

協会けんぽは、主に中小企業に勤務されている方とご家族が加入されている健康保険で、加入者数は全国で約3,600万人（千葉支部は約78万人）です。

協会けんぽ千葉支部の平成27年度の健康保険料率については、全国平均保険料率を平成26年度と同率の10.00%に堅持することから、過去の清算分を含めて、本年4月分（5月納付分）より9.93%から9.97%に引上げを、お願いせざるを得なくなりました。

一方、介護保険については、平成26年度末に見込まれる剰余分（230億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう本年4月分より、1.72%から1.58%へ引き下げられることになりました。

加入者の皆様の医療を支えるため、今後も疾病予防のための健診の推進やジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化に向けた取り組みを更に強く進めてまいります。

厳しい経済情勢の中ではありますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○問合せ 全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部企画総務グループ ☎043-308-0522